

仕様書

1 業務名

唐津キャッスルベイ拠点エリア（西ノ浜地区）デザインプロデュース等業務委託

2 西ノ浜地区整備の目的

佐賀県では唐津城を中心に東西に広がる砂浜とその周辺を「KARATSU Castle Bay」として、唐津の持つ「街・地域」、「文化・歴史」、「マリンスポーツ・アクティビティ」の要素をつなぎ、ここにしかない新たなベイエリアの創造（ブランディング）を目指しており、これによりインバウンド含めた域外からの来訪者増（交流人口増）や地元市民による魅力の再認識等が期待される。

西ノ浜地区においては、リゾート感・非日常感を味わえる開放的な空間として、民間資本の呼び込み、マリンアクティビティを楽しむだけではなく、海に入らずとも気楽に来て、ゆっくりと過ごすことができる空間を演出するための整備を計画している。

3 業務内容

本業務では以下の業務を行う。

1. デザインプロデュース業務

過年度完了の基本計画（以下、基本計画）に基づいて、遊歩道などの土木施設の実施設業務（別途発注）※に対しデザイン、素材などの意匠設計の助言及び調整を行うこと。なお、助言等の内容は、各種法令や設計基準などを踏まえたものとする。

また、民間事業者参入のため行政で準備する設備（電気、給排水設備など）については、基本計画で実施したサウンディング相手先を中心に必要に応じ協議、調整を実施すること。

※契約予定年月：令和8年6月

業務概要：土木施設の実施設図面作成、施工計画検討、概算工事費算出

なお、電気、給排水の引き込みの設計は土木施設の実施設設計で実施する。

2. 建築物基本・実施設計業務

・トイレ、シャワー棟、東屋に係る基本・実施設計業務（建築工事、電気・機械等設備工事、屋外付帯工事、その他付帯工事の設計及び積算）

※基本計画において、トイレ、シャワー棟、東屋を配置する計画としており、基本計画に基づいて基本・実施設計を行うこと。業務にあたっては、基本計画での検討を踏まえ意匠などについて提案を行うこと。

※別紙1「設計業務特記仕様書」及び「佐賀県建築設計業務委託共通仕様書」に基づき業務を行うこと。

※屋外付帯工事：建築物に直接付随する範囲に限る。

・トイレ、シャワー棟、東屋の設計業務に係る各種調査・検討及び申請手続業務

※設計内容に応じて必要となる諸官庁・関係機関等との協議、建築工事に伴う各種届出等の一切の申請手続業務（計画通知申請、設計内容に応じて必要となる許認可（各種検証法等）、その他関連法令等により必要となる申請・届出）。なお、敷地全体で提出する申請手続業務（歩道広場、造成、インフラ等の土木施設に係る申請、届出及び関係機関協議）は、本業務に含まない。

<各施設の計画面積>

トイレ、シャワー棟 約70m²程度

東屋 30m²程度

<必須要件・機能>

男性トイレ：小便器2基、大便器1基、洗面台2基

女性トイレ：大便器4基、洗面台2基

多目的トイレ：1ブース

シャワー：男性用2室、女性用2室

※佐賀県福祉のまちづくり条例 ユニバーサルデザイン施設整備基準に適合

3. 協議・打合せ

業務打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出すること。

- ・業務の着手時及び業務完了時。
- ・必要に応じて（2週間に1回程度を目安とする）協議、報告をメール及びオンライン会議で行うものとする。

4 業務にあたっての実施体制

＜管理技術者の資格要件＞

管理技術者（業務を管理し、及び総括する責任者）は、一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）とする。

＜担当技術者の配置など＞

意匠担当、電気設備担当、機械設備担当を配置する。

＜業務履行体制＞

管理技術者、意匠担当技術者は、本業務のプロポーザル方式に参加申込みを行った一級建築士事務所にも所属していること。（構成員も含む）

管理技術者、業務を担当する技術者はそれぞれ1名以上とする（兼任は不可）。

5 留意点

1. 工事費の目安額

各施設の工事費は、概ね以下の金額を超えない範囲とすること。

ただし、この工事費は、提案を行うための目安として提示したものであり、将来の工事予算額を確約するものではない。

- ・建築施設（トイレ、シャワー棟、東屋）・・・1. 2億円程度
- ・土木施設（遊歩道、広場、照明、給排水電気施設など）・・・2. 8億円程度

2. 法令関係

当該地区は玄海国定公園第二種特別地域であり、自然公園法に基づく工作物設置等の許可が必要となるため、「別紙2」の許可基準（自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表）を考慮した構造物とする必要がある。

当該地域は都市計画施設の区域内（舞鶴海浜公園）であり建築物について都市計画法第54条の許可基準に合致する必要がある。

6 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

7 成果品

本業務の成果品は以下の通りとし、紙媒体及び電子データで2部提出すること。

1. 全体

実績報告

業務全体の打合せ記録簿（総合打合せなど）

2. デザインプロデュース業務

関係業務受注者との確認事項や修正指示の経緯・根拠を整理した資料

業務打合せ簿の作成・整理

3. 建築物基本・実施設計業務

仕様書別紙2「設計業務特記仕様書」 4. 成果物及び提出部数に掲げる成果物

8 委託料の支払い方法

本業務の支払方法は前金払（契約金額の30%以内）、部分払、完了払とする。

9 業務委託費の上限額

13,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

10 法令等の遵守

- (1) 契約書に添付する「個人情報取得特記事項」を遵守すること。
- (2) 佐賀県セキュリティポリシーに従い、組織全体のセキュリティを確保するとともに、本業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
- (3) 民法（明治29年法律第89条）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

11 機密の保持

- (1) 本業務を実施するにあたり、委託者から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を第三者に開示または本業務に係る作業以外の目的で利用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ・取得した時点で、既に公知であるもの
 - ・取得後、自らの責によらず公知となったもの
 - ・法令等に基づき開示されるもの
 - ・委託者から秘密でないと指定されたもの
 - ・第三者への開示または本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に委託者と協議の上、承認を得たもの
- (2) 委託者の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製してはならない。
- (3) 本業務に係る作業に関与した者が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

12 その他の留意事項

- (1) 受託業者が本業務委託により生じた成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は委託者に帰属するものとし、委託者は成果品を無償で自由に二次利用できるものとする。同時に、制作者は委託者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本業務の遂行に当たり、第三者が所有する権利を用いる場合においては、権利関係の処理等を適切に行うこと。
- (3) 本業務の遂行に当たり疑義等が発生した場合においては、詳細を委託者へ報告の上、必要に応じて協議を行うものとする。
- (4) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、委託者と協議の上、変更することができるものとする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、委託者と協議の上、決定するものとする。